

## 身体障害認定基準の一部改正の概要（案）

### 1 改正の理由

身体障害者手帳の聴覚障害について適正な交付を行うため、身体障害認定基準の一部を改正する。

### 2 改正の内容

身体障害者手帳の聴覚障害の認定にあたり、以下の手続等の変更を行うこととする。

- ① 聴覚障害について、身体障害者手帳の交付を受けていない者に対して聴覚障害２級（両耳全ろう）と診断する場合は、他覚的聴覚検査（聴性脳幹反応等の検査）又はそれに相当する検査（遅延側音検査、ロンバールテスト、ステンゲルテスト等）を実施すること。
- ② ①の検査所見は、身体障害者診断書・意見書に記載し、その記録データのコピー等を添付して申請すること。
- ③ 身体障害者診断書・意見書に、聴覚障害についての身体障害者手帳の所持状況を記載すること。
- ④ その他所要の改正を行うこと。
- ⑤ 平成２７年３月３１日までに記載された診断書・意見書は①～③は不要とする（診断書・意見書の内容に疑義がある場合を除く）。  
※平成２７年４月１日（施行期日）以降に記載された診断書は①～③が必要。

### 3 施行期日

平成２７年４月１日